

第百四十六回国会
衆議院
法務委員會
議 録 第 九 号

平成十一年十一月二十六日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 武部 勳君

理事 杉浦 正健君

理事 横内 正明君

理事 上田 勇君

理事 奥野 誠亮君

理事 熊谷 市雄君

理事 左藤 恵君

理事 菅 義偉君

理事 望月 義夫君

理事 山本 有二君

理事 坂上 富男君

理事 漆原 良夫君

理事 権藤 恒夫君

理事 保坂 展人君

理事 与謝野 馨君

理事 北村 哲男君

理事 西村 眞悟君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 小島 敏男君

理事 佐藤 勉君

理事 高市 早苗君

理事 保岡 興治君

理事 枝野 幸男君

理事 福岡 宗也君

理事 安倍 基雄君

理事 木島日出夫君

理事 岡田 博之君

法務大臣

法務政務次官

法務委員会専門員

白井日出男君

山本 有二君

井上 隆久君

委員の異動

十一月二十六日

辞任

太田 誠一君

加藤 紘一君

渡辺 喜美君

同日

辞任

小島 敏男君

佐藤 勉君

望月 義夫君

補欠選任

望月 義夫君

佐藤 勉君

小島 敏男君

補欠選任

渡辺 喜美君

加藤 紘一君

太田 誠一君

十一月二十六日

子供の視点からの少年法論議に関する請願(北村哲男君紹介)(第三十一号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

民法の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第八三三号)(参議院送付)

任意後見契約に関する法律案(第百四十五回国会開法第八四四号)(参議院送付)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百四十五回国会開法第八五五号)(参議院送付)

後見登記等に関する法律案(第百四十五回国会開法第八六六号)(参議院送付)

○武部委員長 これより会議を開きます。
第百四十五回国会、内閣提出、参議院送付、民法の一部を改正する法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び後見登記等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

各案は、前国会、本院において原案のとおり議決の上、参議院において継続審査となり、原案のとおり議決の上本院に送付されたものであります。

したがって、その趣旨につきましては十分御承知のことと存じますので、この際、趣旨の説明を省略いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

民法の一部を改正する法律案
任意後見契約に関する法律案
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
後見登記等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○武部委員長 各案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、任意後見契約に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

とおり可決すべきものと決しました。
次に、後見登記等に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、民法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

人」を「未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人」に、「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 後見開始ノ審判ヲ受ケタル者は成年被後見人トシテ之ニ成年後見人ヲ付ス

第九条中「禁治産者ノ行為」を「成年被後見人ノ法律行為」に改め、同条に次のただし書を加える。但日用品ノ購入其他日常生活ニ関スル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十条中「禁治産ノ原因」を「第七条ニ定メタル原因」に、「第七条ニ掲ゲタル者」を「本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人（未成年後見人及ビ成年後見人ヲ謂フ以下同ジ）、後見監督人（未成年後見監督人及ビ成年後見監督人ヲ謂フ以下同ジ）又ハ檢察官」に、「其宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七条ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二条を次のように改める。

第十二条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七条ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十三条を次のように改める。

第十三条 第十一条ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十四条を次のように改める。

第十四条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七条又ハ第十一条本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十五条 補助開始ノ審判ヲ受ケタル者は被補助人トシテ之ニ補助人ヲ付ス

第十六条 家庭裁判所ハ第十四条第一項本文ニ掲ゲタル者又ハ補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ因リ被補助人ガ特定ノ法律行為ヲ為スニハ其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ハ第十二条第一項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル

第十七条 第十四条第一項本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十八条 後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ被保佐人又ハ被補助人ナルトキハ家庭裁判所ハ其本人ニ係ル保佐開始又ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十九条 前項ノ規定ハ保佐開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被補助人ナルトキ又ハ補助開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被保佐人ナルトキニ之ヲ準用ス

第二十条 成年被後見人、被保佐人及び第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ以下同ジノ「其無能力者」を「其制限能力者」に、

第二十一条 第二項中「若シ無能力者」を「若シ其制限能力者に改め、同条第二項中「無能力者」を「制限能力者に、法定代理人」を「其法定代理人、保佐人又ハ補助人」に改め、同条第四項中「禁治産者」を「被保佐人又ハ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人」に、「保佐人ノ同意ヲ得テ其行為ヲ追認スベキ旨」を「其保佐人又ハ補助人ノ追認ヲ得ベキ旨」に、「準禁治産者ガ」を「其被保佐人又ハ被補助人ガ」に、「右ノ同意」を「右ノ追認」に改める。

第二十条中「無能力者」を「制限能力者」に、「用キタル」を用ヒタルに改める。

第九十八条中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第一百零一条第一項第二号中「禁治産又ハ破産」を「若クハ破産又ハ代理人ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

第二百零一条中「取消シ」を「能力ノ制限ニ因リテ取消シ」に、「無能力者若クハ破産ノ意思表示ヲ為シタル者、其代理人又ハ承継人」を「制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者」に改め、同条に次の一項を加える。

詐欺又ハ強迫ニ因リテ取消シ得ベキ行為ハ破産アル意思表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限リ之ヲ取消スコトヲ得

第二百一十一条ただし書中「無能力者」を「制限能力者」に改める。

第二百二十四条第二項中「禁治産者ガ能力ヲ回復シタル」を「成年被後見人ガ能力者ト為リタル」に改め、同条第三項中「法定代理人」の下に「又ハ制限能力者ノ保佐人若クハ補助人」を加える。

第二百五十八条中「六ヶ月」を「六箇月」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第二百五十九条中「無能力者」を「未成年者又ハ成年被後見人」に、「六ヶ月」を「六箇月」に改める。

第四百四十九条中「無能力」を「能力ノ制限」に改める。

第六百五十三条中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第六百七十九条第三号を次のように改める。

三 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

第七百三十三条中「心神喪失ノ」を「精神上ノ障害ニ因リ自己ノ行為ヲ責任ヲ弁識スル能力ヲ欠ク状態ニ在ル」に、同条ただし書中「一時ノ心神喪失」を「一時其状態に改める。

第七百三十八条中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見人」を「成年被後見人」に改める。

第七百七十八条中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「禁治産の取消」を「後見開始の審判の取消」に改める。

第七百八十条中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人に改める。

第七百九十四条中「被後見人」の下に「（未成年被後見人及び成年被後見人をいう。以下同じ。）」を加える。

第八百一十一条第五項中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百三十八条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に改める。

第八百三十九条第一項中「後見人」を「未成年被後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百四十条から第八百四十三条までを次のように改める。

第八百四十条 前条の規定によつて未成年被後見人となるべき者がなくときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によつて、未成年被後見人を選任する。未成年被後見人が欠けたときも、同様である。

第八百四十一条 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を失つたことによつて未成年被後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年被後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年被後見人を選任する。

成年被後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、成年被後見人を選任する。

成年被後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者若しくは成年被後見人の請求によつて、又は職権で、更に成年被後見人を選任することができる。

成年被後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年被後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年被後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

第八百四十五条から第八百四十七条までを次のように改める。

第八百四十五条 後見人がその任務を辞したことによつて新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求によつて、又は職権で、これを解任することができる。

第八百四十七条 次に掲げる者は、後見人となることができる。

一 未成年者
二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
三 破産者

四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

五 行方不明の知れない者

第八百四十八条中「後見人」を「未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に改める。

第八百四十九条中「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に、「被後見人の親族又は後見人」を「未成年被後見人、その親族若しくは未成年被後見人に改め、請求によつて」の下に「又は職権で」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八百四十九条の二 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、成年被後見人、その親族若しくは成年被後見人の請求によつて、又は職権で、成年被後見監督人を選任することができる。

第八百五十二条中「及び」を、「第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十七條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条に、これを」とつてに改める。

第八百五十七條中「未成年者の後見人」を「未成年被後見人」に、「乃至第八百二十三條を」から第八百二十三條までを「改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「未成年者」を「未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に改める。

第八百五十八條を次のように改める。

第八百五十八條 成年被後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たつては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第八百五十九條の次に次の二條を加える。

めを取り消すことができる。

成年被後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

第八百五十九條の三 成年被後見人は、成年被後見人に代わつて、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、質貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

第八百六十一条に次の一項を加える。

後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。

第八百六十三条第二項中「被後見人の親族」を「被後見人若しくはその親族」に改める。

第八百六十四条中「未成年者」を「未成年被後見人」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百六十七条第一項中「後見人は、未成年者」を「未成年被後見人は、未成年被後見人に改める。

第八百六十八條中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百七十二條第一項中「未成年者」を「未成年被後見人」に、「後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五章の二 保佐及び補助

第一節 保佐

第八百七十六條を次のように改める。

第八百七十六條 保佐は、保佐開始の審判によつて開始する。

第八百七十六條の次に次の四條及び一節を加える。

第八百七十六條の二 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。

保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。

第八百七十六条の三 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求によつて、又は職権で、保佐監督人を選任することができる。

第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第八百五十一條第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをすることに同意する」と読み替へるものとする。

第八百七十六條の四 家庭裁判所は、第十八條本

文に掲げる者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によつて、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることが出来る。

本人以外の者の請求によつて前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

家庭裁判所は、第一項に掲げる者の請求によつて、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

第八百七十六條の五 保佐人は、保佐の事務を行うに当たつては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第六百四十四條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項、第八百六十二條及び第八百六十三條の規定は保佐の事務について、第八百二十四條ただし書の規定は保佐人が前条第一項の代理權を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について

準用する。

第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七十條、第八百七十一條及び第八百七十三條の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第八百三十二條の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に關して生じた債權について準用する。

第二節 補助

第八百七十六条の六 補助は、補助開始の審判によつて開始する。

第八百七十六條の七 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、補助人について準用する。

補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならぬ。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

第八百七十六條の八 家庭裁判所は、必要がある
と認めるときは、被補助人、その親族若しくは
補助人の請求によつて、又は職権で、補助監督
人を選任することができる。

第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百四十八條、第八百四十九條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十二條、第八百五十三條、第八百五十四條、第八百五十五條、第八百五十六條、第八百五十七條、第八百五十八條、第八百五十九條、第八百六十條、第八百六十一條、第八百六十二條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十五條、第八百六十六條、第八百六十七條、第八百六十八條、第八百六十九條、第八百七十條、第八百七十一條、第八百七十二條、第八百七十三條、第八百七十四條、第八百七十五條、第八百七十六條、第八百七十七條、第八百七十八條、第八百七十九條、第八百八十條、第八百八十一條、第八百八十二條、第八百八十三條、第八百八十四條、第八百八十五條、第八百八十六條、第八百八十七條、第八百八十八條、第八百八十九條、第八百九十條、第八百九十一條、第八百九十二條、第八百九十三條、第八百九十四條、第八百九十五條、第八百九十六條、第八百九十七條、第八百九十八條、第八百九十九條、第九百條。

五十條、第八百五十一條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、補助監督人と

は、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをするに同意する」と読み替えるものとされる。

第八百七十六條の九 家庭裁判所は、第十四条第一項本文に掲げる者又は補助人若しくは補助監督人の請求によつて、被補助人のために特定全

法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

第八百七十六條の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。

第十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条、第八百六十三条及び第八百七十六条の五第一項の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。

第六百五十四條 第六百五十五條 第八百七十一條及び第八百七十三條の規定は補助人の任務が終了した場合について、第

八百三十二條の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に關して生じた債權について準用する。

第九百六十二条中「及び第十二条」を、「第十二条及び第十三条」に改める。

第九百六十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「立会」を「立会い」に改め、同条第三号中「先み聞かせ」の下に、「又は国境を」を加え、同

「読み聞かせ」の下に「又は閲覧させ」を加え、同条第四号中「おす」を「押す」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「附記し」を「付記し」に改め、同条第五号中「付記し」を「付記」と、「おす」

を「押す」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第九百六十九条の二 口がきけない者が公正証書

によつて遺言をする場合には、遺言者は、人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の二

授に代えなければならぬ。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は「宣誓」による。

又「自書」とする
前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者
ある場合には、公証人は、同条第三号に規定

る筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

公証人は、前二項に定める方式に従つて公正証書を作つたときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

第九百七十二條第一項中「言語を発することができない」を「口がきけない」に改め、「住所を」の「の」の下に「通訳人の通訳により申述し、又は」を加え、同条第二項中「公証人は、遺言者が前項に定める」を「遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨を」に改め、「記載して、」の下に「第九百七十条第一項第四号に規定する」を加え、同条第一項の次に次の

前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封

紙に記載しなければならぬ。

第九百七十三条第一項中「禁治産者が本心に復し」を「成年被後見人が事理を弁識する能力を一時

回復し」に、「立会を「立会い」に改め、同条第二項中「心神喪失の状況」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態」に、「附記し」を「付

「但し」を「ただし」に改める。

第九百七十四条中「左に」を「次に」に改め、第二

号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九百七十六条第一項中「立会を以て」を「立会

いをもつて」に改め、「読み聞かせ」の下に、「又は閲覧させ」を加え、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改

め、同条第一項の次に次の二項を加える。

口がぎけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の

趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の要
 授に代えなければならない。

第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞き

えない者である場合には、遺言の趣旨の口授を

は申述を受けた者は、同項後段に規定する筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。

第九百七十九条第二項中「前項を「前二項」に、「おし、且つ」を「押し、かつ」に改め、同条第三項中「第九百七十六条第三項を「第九百七十六条第五項」に、「これを」を「ついで」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならぬ。

第九百九条中「無能力者」を「未成年者」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第九百六十九条、第九百七十二条、第九百七十六条及び第九百七十九条の改正規定、第九百六十九条の次に一条を加える改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の民法(次条において「新法」という。)の規定は、次条第三項の規定による場合を除き、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法(次条において「旧法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措置)

第三条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及

びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第八百四十六条、第九百七十四条及び第九百九条の改正規定を除き、なお従前の例による。

4 旧法の規定による禁治産又は準禁治産の宣告の請求(この法律の施行前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。)は、新法の規定による後見開始又は保佐開始の審判の請求とみなす。

任意後見契約に関する法律案

任意後見契約に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。
- 二 本人 任意後見契約の委任者をいう。
- 三 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。
- 四 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

(任意後見契約の方式)

第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてしなければならない。

(任意後見監督人の選任)

第四条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 本人が未成年者であるとき。
- 二 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。
- 三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百四十七条各号(第四号を除く。)に掲げる者

ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

2 前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する。)を取り消さなければならない。

3 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

4 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

5 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

(任意後見監督人の欠格事由)

第五条 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。

(本人の意思の尊重等)

第六条 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務(以下「任意後見人の事務」という。)を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(任意後見監督人の職務等)

第七条 任意後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 任意後見人の事務を監督すること。
- 二 任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告をすること。
- 三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること。
- 四 任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること。

2 任意後見監督人は、いつでも、任意後見人に対し任意後見人の事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。

4 民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六

百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十九條の二、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、任意後見監督人について準用する。

(任意後見人の解任)

第八條 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は檢察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

(任意後見契約の解除)

第九條 第四條第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。

2 第四條第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

(後見 保佐及び補助との関係)

第十條 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

3 第四條第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

(任意後見人の代理権の消滅の對抗要件)

第十一條 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。

(家事審判法の適用)

第十二條 家事審判法(昭和二十二年法律第百五

十二号)の適用に関しては、第四條第一項、第四項及び第五項の規定による任意後見監督人の選任、同條第二項の規定による後見開始の審判等の取消し、第七條第三項の規定による報告の徴収、調査命令その他任意後見監督人の職務に関する処分、同條第四項において準用する民法第八百四十四條、第八百四十六條、第八百五十九條の二第一項及び第二項並びに第八百六十二條の規定による任意後見監督人の辞任についての許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人が数人ある場合におけるその権限の行使についての定め及びその取消し並びに任意後見監督人に対する報酬の付与、第八條の規定による任意後見人の解任並びに第九條第二項の規定による任意後見契約の解除についての許可は、家事審判法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

(最高裁判所規則)

第十三條 この法律に定めるもののほか、任意後見契約に関する審判の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律の一部改正)

第一條 公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七百九十二條第三項中「無能力者、變者、弱者」を「未成年者、成年被後見人、被保佐人」に改める。

(法例の一部改正)

第二條 法例(明治三十一年法律第十号)の一部を

次のように改正する。

第三條第二項中「無能力者」を「能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四條第一項中「禁治産」を「後見開始ノ審判」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「宣告」を「審判」に改め、同條第二項中「禁治産ノ原因」を「後見開始ノ審判ノ原因」に、「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第五條中「準禁治産」を「保佐開始ノ審判」及び「補助開始ノ審判」に改める。

第二十四條第二項中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第二十五條中「保佐」を「保佐及び補助」に改める。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第三條 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に、「又ハ保佐人」を「保佐人又ハ補助人」に改め、同條第二項及び第三項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見監督人」を「成年被後見人」に改め、同條第二項中「後見人」が「禁治産者」に配偶者ニ非ザルトキを「成年被後見人」が「成年被後見人」に配偶者ナルトキに、「後見人」ハ「禁治産者」を「成年被後見監督人」ハ「成年被後見人」に改める。

第二十八條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見監督人」を「成年被後見人」に改める。

(非訟事件手続法の一部改正)

第四條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四百三十八條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(不動産登記法の一部改正)

第五條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十

四号)の一部を次のように改正する。

第四百十條ノ四中「破産、禁治産、準禁治産」を「破産ノ宣告、後見開始若クハ保佐開始ノ審判」に改める。

(商法の一部改正)

第六條 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八十五條第五号を次のように改める。

五 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

第六百六十一條第三項中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第二百五十四條ノ二第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又ハ被保佐人

第五百四十條第二号中「禁治産」を「營業者ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

(公証人法の一部改正)

第七條 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三号を削り、同條第四号を同條第三号とする。

第十六條中「乃至第三号」を「又ハ第二号」に改める。

第二十二條第二号中「又ハ保佐人」を「保佐人又ハ補助人」に改める。

第二十六條中「無能力」を「能力ノ制限」に改める。

第三十四條第三項第六号中「保佐人」の下に「補助人」を加える。

(弁理士法等の一部改正)

第八條 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 弁理士法(大正十年法律第百号)第五條第五号
二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の二十八第三項第一号
三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八條の四第九号イ

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四條第一項第一号 五 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第四條第一号 六 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第四條第二号 七 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十七條第一項 八 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第四條第二号 九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第九條第二項第六号イ及び第九十六條第一号 十 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五條の三第一項第三号イ 十一 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六十六号)第四條第一号 十二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十八條第五項第一号 十三 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十四條第二項第一号 十四 警備業法(昭和四十七年法律第一百七十七号)第三條第一号 十五 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第六條第一号 十六 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第七條第一項第三号 十七 外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第三條第一項第五号 十八 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第三條第一号 十九 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三條第一項第三号 二十 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	(昭和六十年法律第八十八号)第六條第三号 二十一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第七條第一項第一号 二十二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第六條第三号 二十三 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第十七條の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第三條第三項第三号 二十四 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三條第一号 二十五 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四十四号)第六條第一項第六号イ 二十六 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十二号)第十二條第二項第三号ロ 二十七 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第十九條第五号イ 二十八 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)第九條第一項第五号イ 二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第六條第一項第四号イ 三十 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第三十三條第一項第五号イ 三十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六條第六号イ 三十二 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二十一條第一号 三十三 保険業法(平成七年法律第一百五十五号)第二百六十五條の十六第二号、第二百七十九條第一項第五号及び第二百八十九條第一項第五号 三十四 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)第三條第一号 三十五 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十一條第一号	三十六 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五十五号)第八條第一項第三号イ 三十七 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六十六号)第五條第七号イ 三十八 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第三号)第八條第一号 三十九 未成年者飲酒禁止法の一部改正(平成十一年法律第九号)未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。 第四條を次のように改める。 第四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス (信託法の一部改正) 第十條 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。 第五條中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。 第四十二條第一項中「破産、禁治産者ハ準禁治産ノ宣告を破産ノ宣告若ハ後見開始若ハ保佐開始ノ審判」に改める。 (恩給法等の一部改正) 第十一條 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。 一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七條第二項 二 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第五條第二項 三 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第八條第二項 四 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第八十條第一項第二号ハ 五 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第六條第二号ニ 六 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に關する法律(昭和三十八年法律第八十二号)	第十八條第一項第一号ホ 七 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)第十三條第二項 八 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第五條第三号 九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第五條第一項第三号 十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第十六号)第六條第四号 (手形法等の一部改正) 第十二條 次に掲げる法律の規定中「無能力ト為リタル」を「能力ノ制限ヲ受ケタル」に改める。 一 手形法(昭和七年法律第二十号)第十八條第三項 二 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第二十三條第三項 (著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正) 第十三條 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 第十四條を次のように改める。 第十四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ刑ヲ科ス 第十五條を削る。 (帝都高速度交通営団法の一部改正) 第十四條 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。 第十四條ノ六中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。 (学校教育法の一部改正) 第十五條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十
---	--	--	--

六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第二十二條第一項中「後見人」を「未成年後見人」に、「初から」を「初めから」に、「終り」を「終わり」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第十六条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人であるときは、その代表者)」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削り、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(国会議員法の一部改正)

第十八条 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第二條第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「終らない」を「終わらない」に改め、同条第四号中「前各号の一」を「前二号のいずれかに」に、「者の外」を「者のほか」に、「つく」を「就く」に改める。

(船員法の一部改正)

第十九条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十五條第一項ただし書を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第二十条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十八條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「除くの外」を「除くほか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第三十八條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(家事審判法の一部改正)

第二十一條 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項甲類第一号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)を加え、「禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に、「取消」を「取消し」に改め、同項甲類第二号中「第十二條第二項及び第十三條」を「第十一條、第十二條第二項及び第十三條並びに第八百七十六條の四第一項及び第三項」に、「準禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に、「取消その他の準禁治産」を「取消しその他の後見」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 民法第十四條第一項、第十六條第一項及び第三項、第十七條、第八百七十六條の九第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百七十六條の四第三項の規定による補助開始の審判、その取消しその他の補助に関する処分
二の三 民法第十八條の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の取消し
第九條第一項甲類第七号の二中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同項甲類第十四号から第十九号までを次のように改める。

十四 民法第八百四十條、第八百四十三條第

一項から第三項まで(同法第八百七十六條の二第二項及び第八百七十六條の七第二項において同法第八百四十三條第二項及び第三項の規定を準用する場合を含む)、第八百四十九條、第八百四十九條の二、第八百七十六條の二第一項、第八百七十六條の三第一項、第八百七十六條の七第一項又は第八百七十六條の八第一項の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の選任

十五 民法第八百四十四條(同法第八百五十二條、第八百七十六條の二第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の七第二項及び第八百七十六條の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の辞任についての許可

十六 民法第八百四十六條(同法第八百五十二條、第八百七十六條の二第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の七第二項及び第八百七十六條の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任

十七 民法第八百五十三條第一項ただし書(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の調製の期間の伸長
十八 民法第八百五十九條の二第一項及び第二項(同法第八百五十二條、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による数人の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し

十九 民法第八百五十九條の三(同法第八百

五十二條、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による成年被後見人、被保佐人又は被補助人の居住用不動産の処分についての許可

第九條第一項甲類第二十号中「第八百六十七條第二項」を「第八百五十二條、第八百六十七條第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項」に改め、「後見人」の下に、「後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」を加え、同項甲類第二十一号中「第八百七十六條第二項」の下に、「第八百七十六條の五第二項及び第八百七十六條の十第一項」を加え、「後見の事務」を「後見、保佐又は補助の事務」に、「後見の事務」を「当該事務」に、「後見の事務」を「当該事務」に改め、同項甲類第二十二号中「第八百七十六條」を「第八百七十六條の五第三項及び第八百七十六條の十第二項において準用する場合を含む。」に改め、同項甲類第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 民法第八百七十六條の二第三項又は第八百七十六條の七第三項の規定による臨時保佐人又は臨時補助人の選任
第九條第一項甲類第三十三号中「第九百七十六條第二項又は第九百七十九條第二項」を「第九百七十六條第四項又は第九百七十九條第三項」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二十二條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六條、第二十七條第四項、第二十八條第一項、第三十條第一項、第三十三條の四第四号及び第三十三條の七中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第三十三條の八中「後見人」を「未成年後見人」に、「第八百四十五條」を「第八百四十六條」に改

める。

第四十七条第一項中「後見人」を「未成年後見人」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

（戸籍法の一部改正）

第二十三条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「無能力」を「能力の制限」に改める。

第三十二条第一項中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改め、同条第二項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「添付し」を「添付し」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第二十四条 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「左の各号の」を「次の各号の」に改め、同条第一号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改め、同条第二号中「禁治」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第七号中「取消」を「取消し」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（登録拒否の事由）

第十八条の二 心身の故障により公認会計士若しくは会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士若しくは会計士補の信用を害するおそれがある者は、公認会計士又は会計士補の登録を受けることができない。

第十九条第三項中「できる者」の下に「であり、かつ、登録を受けることができる者」を加え、「行ない」を「行い」に改め、「できない者」の下に「又は登録を受けることができない者」を加える。

第二十一条中「左の各号の」を「次の各号の」

いづれかに改め、同条第三号中「第四条各号の」を「公認会計士又は会計士補が第四条各号のいづれかに改め、同条に次の一号を加える。

四 公認会計士又は会計士補が心身の故障により公認会計士又は会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

第二十一条に次の二項を加える。

2 日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。

第四十六条の十一第二項中「拒否」の下に「及び第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消」を加え、「行ない」を「行う」に改める。

（大麻取締法の一部改正）

第二十五条 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「左の各号の」を「次の各号のいづれかに改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第二十六条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改め、同条第七号中「取調」を「取調べ」に、「但し」を「ただし」に改める。

（檢察審査会法の一部改正）

第二十七条 檢察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「但し」を「ただし」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同条第三号とする。

第七條中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

（競馬法等の一部改正）

第二十八條 次に掲げる法律の規定中「各号の」を「各号のいづれかに」に改め、「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。

一 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第二十三條の十三

二 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第十三條

三 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）第五條第四項

四 科学技術会議設置法（昭和三十四年法律第四号）第七條第四項

五 宇宙開発委員会設置法（昭和四十三年法律第四十号）第七條第四項

六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十八條第四項

七 北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）第十一條

八 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第十五條第四項

九 航空事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百三十三号）第六條第四項

十 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九條第五項

（医師法等の一部改正）

第二十九條 第一号に掲げる法律の規定中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改め、第二号に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、第三号に掲げる法律の規定中「左に」を「次に」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

（医療法等の一部改正）

第三十條 次に掲げる法律の規定中「各号の」を「各号のいづれかに」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十六條の二第二項

二 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十三條

三 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第三十二條第二項

四 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第五條

（建設業法の一部改正）

第三十一條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八條中「次の各号の」を「次の各号のいづれかに」に、「第十一号までの」を「第十一号までのいづれかに」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同条第九号中「前各号の」を「前各号のいづれかに」に改める。

第二十五條の四中「各号の」を「各号のいづれかに」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「終り」を「終わり」に改める。

（人権擁護委員会法の一部改正）

第三十二條 人権擁護委員会法（昭和二十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「各号の」を「各号のいづれかに」に改め、第一号を削り、同項第二号中「禁治産者」を「禁錮」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「除く外」を「除くはか」に、「当る」を「当たる」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

（犯罪者予防更生法の一部改正）

第三十三條 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「禁治産、準禁治産若しくは」を削り、「禁錮」を「禁錮」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第三十四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 成年被後見人又は被保佐人

(労働組合法の一部改正)

第三十五条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの」に改め、各号を削る。

第十九条の七第一項中「第十九条の四第一項各号のいずれかを」を「第十九条の四第一項に規定する者」に改める。

第三十一条第二項中「禁治産者」を「成年被後見人に改め、法定代理人の下に(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を加え、(但し)を「ただし」に改める。

(獣医師法の一部改正)

第三十六条 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(測量法の一部改正)

第三十七条 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項中「次の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に、「添付書類」を「添付書類」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の二」を「前三号のいずれかに」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第三十八条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「禁治産者、準禁治産者

及び禁錮」を「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第三十九条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 成年被後見人又は被保佐人

第十三条の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「して」と「とき」の下に「又は心身の故障により弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第四十条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第四条第三号中「取消」を「取消し」に、「但し」を「ただし」に改める。

(簡易郵便局法の一部改正)

第四十一条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第三条の二第七号中「前号までの二」を「前号までのいずれかに」に改める。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第四十二条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同項第五号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前三号の二」を「前三号のいずれかに」に改める。

(相続税法の一部改正)

第四十三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「心神喪失の」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第四十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「又は準禁治産の宣告」を削る。

第十一条第一項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第四十五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の十二」を「第五十一条の十一の二・第五十一条の十二」に改める。

第二十條第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人又は補助人」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 成年被後見人又は被保佐人

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第五十一条の二第二項中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第八章中第五十一条の十二の前に次の一条を加える。

(審判の請求)

第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求

をすることができ。

(生活保護法の一部改正)

第四十六条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十一条中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第八十六条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同項ただし書を削る。

(火災類取締法の一部改正)

第四十七条 火災類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第六条第四号中「前各号の二」を「前三号のいずれかに」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第四十八条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同項ただし書を削る。

「前各号の二」を「前三号のいずれかに」に改め、同項第六号中「取消」を「取消し」に改め、同項第八号及び第九号中「第六号までの二」を「第六号までのいずれかに」に改める。

第二十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「第六号までの二」を「第六号までのいずれかに」に、「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改

め、同項第四号中「基く命令に違反したとき」を「基づく命令に違反したとき」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に、「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改める。

第三十五条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(船主相互保険組合法の一部改正)
第四十九条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号ロ中「終つた」を「終つた」に改め、同号ホ中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

(建築基準法の一部改正)
第五十条 建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の十九中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改め、同条第八号中「前各号の一」を「前各号のいずれかに改める。

第七十七条の三十七中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第七十七条の三十九中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第二号中「後見人」を「成年被後見人」に改める。

第八十条の二中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「終る」を「終る」に改める。

(建築士法の一部改正)

第五十一条 建築士法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第二十三条の四第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「第一号又は前号」を「前二号のいずれかに改め、同条第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「第一号、第二号又は前号」を「前三号のいずれかに改める。

(保護司法の一部改正)
第五十二条 保護司法(昭和二十五年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第四條第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)
第五十三条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(地方税法の一部改正)
第五十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第九号及び第二百九十二条第一項第九号中「心神喪失の」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改める。

第四百七條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同条第三号中「外、禁こ」を「ほか、禁錮」に、「終つて」を「終つて」に改める。

第四百二十六條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第三号中「外、禁こ」を「ほか、禁錮」に、「終つて」を「終つて」に改める。

(商品取引所法の一部改正)
第五十五条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「次の各号の一」を「次の

各号のいずれかに改め、同項第七号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の一」を「前各号のいずれかに改め、同項第八号中「第六号までの」を「第六号までのいずれかに改める。

第四百四十一條第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条を同項第二号とする。

(地方公務員法の一部改正)
第五十六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「第十六條各号(第四号を除く)」を「第十六條第二号、第三号若しくは第五号」に改め、同条第八項中「第十六條各号(第三号を除く)」を「第十六條第二号、第四号又は第五号」に改める。

第十六條中「左の」を「次の」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第十六條第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終る」に改める。

(鉱業等に関する土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)
第五十七條 鉱業等に関する土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(行政書士法の一部改正)
第五十八條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第七條第二項中「行政書士が引き続き二年以上業務を行わないときは」を「行政書士の登録を

受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合

一 引き続き二年以上行政書士の業務を行わないとき。

二 心身の故障により行政書士の業務を行うことができないとき。

(海事代理士法の一部改正)
第五十九条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第三條第三号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第五号中「まつ消」を「抹消」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)
第六十条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第四項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第八十六條中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)
第六十一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人
第四十一條第三項第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終る」に改め、同項第三号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(結核予防法の一部改正)
第六十二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者」を「成年被後

見人」に改める。

第六十四条中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

(宗教法人法の一部改正)

第六十三条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第二十二条第三号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

(港灣運送事業法の一部改正)

第六十四条 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わる」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の一」を「前三号のいずれかに改め、同項第五号中「前四号の一」を「前各号のいずれかに改める。

第七条の二中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第七条の二第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わる」に改め、同条第三号中「取消」を「取消し」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第六十五条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「次の各号の一」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第四十九条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わる」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後

見人」に、「前二号の一」を「前二号のいずれかに改め、同項第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれかに改める。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第六十六条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第七条第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

(土地収用法の一部改正)

第六十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又はを削り、同条第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

第六十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第二号中「及び保佐人」を「保佐人及び補助人」に改める。

(税理士法の一部改正)

第六十八条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四号中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第二十五条第一項中「又はを若しくはに改め、判明したときの下に、又は第二十四条第六号に規定する者に該当するに至つたとき」を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第六十九条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第八号中「第五号までの」を「第五号までのいずれかに改める。

第十八条第一項ただし書中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第五十二条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第七号イ中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改める。

(ユネスコ活動に関する法律等の一部改正)

第七十条 次に掲げる法律の規定中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、「禁治産、準禁治産又はを削り、「禁こ」を「禁錮」に改める。

一 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)第十一条第一項
二 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)第七号
三 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第二十四条
(旅行業法の一部改正)

第七十一条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六号第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれかに改め、同項第五号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前号の一」を「前号のいずれかに改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第七十二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七号の二第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(酒税法の一部改正)

第七十三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十号中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第二号中「因る」を「よる」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に改め、「法定代理人」の下に「(酒類の製造又は販売に係る営業に關し代理権を有するものに限る。)」を加え、同条第四号中「申請者」の下に「又は前号に規定する法定代理人」を加え、同条第七号中「終り」を「終わる」に改め、同条第八号中「終つた」を「終わつた」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第七十四条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第四号を次のように改める。

四 成年被後見人
第三条第三項第六号中「前各号の一」を「前各号のいずれかに改める。

第五十条第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第二号中「へまでの」を「へまでのいずれかに改め、同号二を次のように改める。

二 成年被後見人
第五十条第二項第二号中「ホまでの」を「ホまでのいずれかに改める。

(商工会議所法等の一部改正)

第七十五条 次に掲げる法律の規定中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に、「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

一 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)第十五条第二項
二 土地画整理法(昭和二十九年法律第一百九号)第六十三条第四項

(武器等製造法の一部改正)

第七十六条 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「終り」を「終わり」に改め、同号ロ中「取消」を「取消し」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ 成年被後見人

第五条第一項第五号ホ中「ニまでの」を「ニまでのいずれか」に改める。

(厚生年金保険法等の一部改正)

第七十七条 次に掲げる法律の規定中「第百三十八条第四号」を「第百三十八条第三号」に改める。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百一十五号)第百四十七条第五項

二 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百三十七条第五項

(警察法の一部改正)

第七十八条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

第三十九條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第七十九條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第三十八條第一項第二号中「禁」を「禁錮」に、「終る」を「終わり」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法等の一部改正)

第八十条 次に掲げる法律の規定中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「禁治産、準禁治産又は」を削る。

一 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)第三十条

二 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)第九條

三 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)第百十六條

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八十一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「準禁治産者又は」を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第八十二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同條第一号中「取消」を「取消し」に改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

第十五條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同條第一号中「取消」を「取消し」に改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第十五條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

第二十五條中「次の各号の一」を「次の各号の

いずれか」に改め、同條第一号中「取消」を「取消し」に改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第二十五條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

第四十四條の三中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第四十四條の三第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

第五十一條の四中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五十一條の四第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

第五十四條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同條第一号中「取消」を「取消し」に改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五十四條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

第六十一條の四中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第六十一條の四第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第八十三條 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第五條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同條第一号中「取消」を「取消し」に改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、

「終り」を「終わり」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五條第五号中「前各号の一」を「前各号のいずれか」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第八十四條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七十五條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同條第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

(特許法の一部改正)

第八十五條 特許法(昭和三十四年法律第百二十一条)の一部を次のように改正する。

第七條の見出し及び同條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同條第二項及び第四項中「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

第十六條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同條第三項中「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

第三十九條中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同條第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(自動車ターミナル法の一部改正)

第八十六條 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同條第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前二号の一」を「前二号のいずれか」に改め、同條第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第八十七條 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八條」を「第二十七條の三」に改

める。

第六章中第二十八条の前に次の一条を加える。

(審判の請求)

第二十七條の三 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることが出来る。

(商業登記法の一部改正)

第八十八條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の前の見出しを「(添付書面)」に改め、同条第二項中「後見人が未成年者」を「未成年後見人が未成年後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第四十八條第一項第二号中「無能力者」を「被後見人」に改める。

第四十九條第二項中「無能力者が能力者となつた」を「未成年後見人が成年に達した」に改め、同項に後段として次のように加える。

成年後見人について後見開始の審判が取り消されたことによる消滅の登記の申請について、同様とする。

第五十條の見出しを「(添付書面)」に改め、同条第一項中「無能力者が能力者となつた」を「未成年後見人が成年に達した」こと、成年後見人について後見開始の審判が取り消された」に、「添附し」を「添付し」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第八十九條 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條を削り、第三十二條を第三十三條とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(審判の請求)

第三十二條 市町村長は、六十五歳以上の者に

つき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることが出来る。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第九十條 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第十九條中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、

第二十五條中「次の各号の二」を「次の各号のいずれかに改め、

同条第六号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の二」を「前各号のいずれかに改め、同条第七号中第五号までの二」を第五号までの二に改める。

(所得税法の一部改正)

第九十一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二十八号中「心神喪失の」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改め、同項第四十二号中「行なう」を行なうに改める。

(母子保健法の一部改正)

第九十二條 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)を次のように改める。

第六條第四項中「行なう」を「行う」に、「後見人」を「未成年後見人」に改める。

(執行官法等の一部改正)

第九十三條 次に掲げる法律の規定中「又は保佐人」を、「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

一 執行官法(昭和四十一年法律第一百一十一号)第三條第三号

二 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十九條第二項第五号

(小型船舶運送法の一部改正)

第九十四條 小型船舶運送法(昭和四十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中禁治産者を「成年被後見人」に、「前二号の二」を「前二号のいずれかに改め、同項第四号中「前三号の二」を「前三号のいずれかに改める。

(通関業法等の一部改正)

第九十五條 次に掲げる法律の規定中「次の各号の二」を「次の各号のいずれかに改め、

「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に、「前各号の二」を「前各号のいずれかに改める。

一 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第六條

二 建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第九十号)第三條のうち、第四章の二に二節を加える改正規定中第七十七條の三十七に係る部分

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第九十六條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項及び第三十條中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、

「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の二」を「前三号のいずれかに改める。

(公害紛争処理法の一部改正)

第九十七條 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。

第四十二條の三第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第九十八條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項第四号イ中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同号へからちまでの規定中「ホまでの二」を「ホまでのいずれかに改める。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第九十九條 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八條中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第八條第四号中「行なう」を「行う」に、「前三号の二」を「前三号のいずれかに改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一百條 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「次の各号の二」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第六條第一項第六号中「前各号の二」を「前各号のいずれかに改め、同項第七号及び第八号中「第五号までの二」を「第五号までのいずれかに改める。

(たばこ事業法の一部改正)

第一百條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第三号中「除く」の下に「以下同じ」を加え、「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の

氏名を「法定代理人(自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。以下第十七条までにおいて同じ。の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十三条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第五号中(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。又は禁止産者)を又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「第一号から第三号までの一」を「前各号のいずれかに改める。

第十七条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第八号中(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。又は禁止産者)を又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に改め、「第一号の下に「又は前号」を加える。

第二十一条中「前項」とあるのは「第二十条」との下に、「同項第三号中「自ら輸入をした製造たばこの販売」とあるのは「製造たばこの卸売販売」とを加える。

第二十二條第二項第三号中(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。又は禁止産者)を又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(製造たばこの小売販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。以下同じ。の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

め、「あるとき」の下に、「又はその法定代理人の代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき」を加える。

第三十一条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第十一号中(営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。又は禁止産者)を又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「第六号又は第九号」を「第六号、第九号又は前号」に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部改正)

第二百二條 外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「禁止産者若しくは準禁止産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改める。

第三十条第二項中「していたとき」の下に、「若しくは心身の故障により外国法律事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき」を加える。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部改正)

第二百三條 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第四項中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

(国会等の移転に關する法律等の一部改正)

第四百四條 次に掲げる法律の規定中「禁止産、準禁止産若しくは」を削る。

る法律の一部改正)

第五百五條 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に關する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第四号を次のように改める。

四 成年被後見人

第五條第五号中「前各号の一」を「前各号のいずれかに改める。

(塩事業法の一部改正)

第六條 塩事業法(平成八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「禁止産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の製造に係る営業に關し代理権を有する者に限る。第七條第一項において同じ。の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第七條第一項第五号中「禁止産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「第一号から第三号まで」を「前各号」に改める。

第十六條第二項第三号中「禁止産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の特定販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十九條第二項第三号中「禁止産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の卸売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

(民事訴訟法の一部改正)

第二百七條 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第三十一條(見出しを含む)中「禁止産者」を「成年被後見人」に改める。

第三十二條の見出し中「準禁止産者」を「被保佐人、被補助人」に改め、同条第一項中「準禁止産者又は法定代理人」を「被保佐人、被補助人(訴訟行為を要することに付きその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十條第四項において同じ。又は後見人その他の法定代理人)に、「保佐人又は後見監督人」を「保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人」に改め、同条第二項中「準禁止産者又は法定代理人」を「被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人」に改める。

第三十五條第一項中「禁止産者」を「成年被後見人」に改める。

第四十條第四項中「準禁止産者」を「被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人」を「後見人その他の法定代理人」に改める。

第二百二十四條に次の一項を加える。

5 第一項第三号の法定代理人が保佐人又は補助人である場合にあっては、同号の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 被保佐人又は被補助人が訴訟行為をすることについて保佐人又は補助人の同意を得ることを要しないとき。

二 被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ているとき。

(日本銀行法の一部改正)

第八八条 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「に掲げる場合」を削り、同項第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削る。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

第九九条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号を次のように改める。

三 後見開始の審判を受けたこと。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第一百条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第九号第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条の六に係る部分中「各号の一」を「各号のいずれかに」、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の一」を「前三号のいずれかに」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

2 附則第一条第一号に定める日が民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間は、新法第四十三号の六第三号中「成年被後見人」とあるのは、「禁治産者」とする。

(旧産業組合法の一部改正)

第一百二十二条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二号)第九号の規定によりなお効力を有するとされる旧産業組合法(明治三十三年

法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第四号を次のように改める。

四 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

附則

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第九十一号の規定は、この法律の公布の日又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の廃止)

第二条 法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律(明治三十三年法律第五十二号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 第四条の規定による非訟事件手続法第百三十八号の改正規定

二 第七号中公証人法第十四条及び第十六条の改正規定

三 第十四条の規定による帝都高速度交通営団法第十四条ノ六の改正規定

四 第十七条の規定による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十一条の改正規定

五 第二十条中國家公務員法第五号第三項の改正規定

六 第二十八号の規定による競馬法第二十三号の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五号第四項、科学技術会議設置法第七号第四項、宇宙開発委員会設置法第七号第四項、都市計画法第七十八号第四項、北方領土問題対策協会

法第十一号、地価公示法第十五号第四項、航空事故調査委員会設置法第六号第四項及び国土利用計画法第三十九号第五項の改正規定

七 第三十一条中建設業法第二十五号の四の改正規定

八 第三十二号の規定による人権擁護委員法第七号第一項の改正規定

九 第三十三号の規定による犯罪者予防更生法第八号第一項の改正規定

十 第三十五号中労働組合法第十九号の四第一項及び第十九号の七第一項の改正規定

十一 第四十四号中公職選挙法第五号の二第四項の改正規定

十二 第五十号中建築基準法第八十号の二の改正規定

十三 第五十四号中地方税法第四百二十六号の改正規定

十四 第五十五号中商品取引所法第四百一十一号第一項の改正規定

十五 第五十六号中地方公務員法第九号第三項及び第六項の改正規定

十六 第六十七号中土地収用法第五十四号の改正規定

十七 第七十号の規定によるユネスコ活動に関する法律第十一号第一項、公安審査委員会設置法第七号及び社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十四号の改正規定

十八 第七十八号の規定による警察法第七号第四項及び第三十九号第二項の改正規定

十九 第八十号の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十号、公害等調整委員会設置法第九号及び公害健康被害の補償等に関する法律第百六号の改正規定

二十 第八十一号の規定による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四号第二項の改正規定

第二項の改正規定

二十三 第四号の規定による国会等の移転に関する法律第十五号第六項及び地方分権推進法第十三号第四項の改正規定

二十四 第八八号の規定による日本銀行法第二十五号第一項の改正規定

二十五 第九十号の規定による金融再生委員会設置法第九号第一号の改正規定

第四号 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

後見登記等に関する法律案

(趣旨)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見(後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ)、保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する任意後見契約の登記(以下「後見登記等」と総称する。)については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(登記所)

第二条 後見登記等に関する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所(次条において「指定法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(登記官)

第三条 登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

(後見等の登記等)

第四条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する。)の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ、物を有する。第九号において同じ。)をもって調整する後見登記等

ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日
二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」と総称する。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）
三 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）
四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見監督人等」と総称する。）が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）
五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為
六 保佐人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲
七 数人の成年後見人等又は数人の成年後見監督人等が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め
八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日

九 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第十五条の三第一項の規定による審判（同条第五項の裁判を含む。以下「保全処分」という。）に関する事項のうち政令で定めるもの
十 登記番号

二 後見等の開始の審判前の保全処分（政令で定めるものに限る。）の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、政令で定める事項を記録することによって行う。
（任意後見契約の登記）
第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項

を記録することによって行う。

一 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所屬並びにその証書の番号及び作成の年月日
二 任意後見契約の委任者（以下「任意後見契約の本人」という。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）
三 任意後見受任者又は任意後見人の氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）
四 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲
五 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め
六 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）並びにその選任の審判の確定の年月日
七 数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め
八 任意後見契約が終了したときは、その事由及び年月日
九 保全処分に関する事項のうち政令で定めるもの
十 登記番号

（後見登記等ファイルの記録の編成）
第六条 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後見等の開始の審判ごとに、第四條第二項の登記については政令で定める保全処分ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。
（変更の登記）
第七条 後見登記等ファイルの各記録（以下「登記記録」という。）に記録されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項に変更が生じたことを知ったときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

一 第四條第一項第二号から第四号までに掲げる者 同項各号に掲げる事項
二 第五條第二号、第三号又は第六号に掲げる者 同条各号に掲げる事項
2 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更が生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請することができる。
（終了の登記）
第八条 後見等に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に掲げる者は、成年被後見人等が死亡したことを知ったときは、終了の登記を申請しなければならない。
2 任意後見契約に係る登記記録に記録されている前条第一項第二号に掲げる者は、任意後見契約の本人の死亡その他の事由により任意後見契約が終了したことを知ったときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならない。
3 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することができる。
（登記記録の閉鎖）
第九条 登記官は、終了の登記をしたときは、登記記録を閉鎖し、これを閉鎖登記記録として、磁気ディスクをもって調製する閉鎖登記記録ファイルに記録しなければならない。
（登記事項証明書の交付等）
第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。
一 自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録
二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、

任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人（退任したこれらの者を含む。）とする登記記録
三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録
四 保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの
2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる。
一 未成年後見人又は未成年後見監督人 其の未成年被後見人又は未成年後見監督人等若しくは任意後見契約の本人とする登記記録又は第四條第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの
二 成年後見人等又は成年後見監督人等 其の成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録
三 登記された任意後見契約の任意後見受任者 其の任意後見契約の本人を成年被後見人等とする登記記録又は第四條第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの
四 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記記録ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨を証明した書面（以下「閉鎖登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。
一 自己が成年被後見人等又は任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録
二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であった閉鎖登記記録
三 保全処分に係る閉鎖登記記録で政府で定めるもの
4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録又は第四條第二項に規定する保全処分に係る閉

鎖登記記録で政令で定めるものについて、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し、登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

(手数料)

第十一条 次に掲げる者は、物の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 登記を嘱託する者
- 二 登記を申請する者
- 三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十二条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(審査請求)

第十三条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方方法務局の長に審査請求をすることができる。

2 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方方法務局の長に送付しなければならない。

5 法務局又は地方方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)

第十四条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

(政令への委任)
第十五条 この法律に定めるもののほか、後見登記等に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の公布の日いすれか遅い日から施行する。

(禁治産者及び準禁治産者についての経過措置)
第二条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号、以下「民法改正法」という。)附則第三条第一項の規定により成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人とみなされる者又は当該成年被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、後見の登記を申請することができる。

2 民法改正法附則第三条第二項の規定により被後見人若しくはその被後見人とみなされる者又は当該被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、保佐の登記を申請することができる。

3 民法改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被後見人とみなされる者について、民法改正法の施行後に確定した審判に基づく変更の登記又は終了の登記の嘱託がされた場合において、当該嘱託に係る登記事項を記録すべき登記記録がないときは、登記官は、職権で、当該者について前二項の登記をする。

4 登記官は、前三項の規定による登記をしたときは、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者に対し、その旨の通知をしなければならない。

5 戸籍事務を管掌する者は、前項の通知を受けたときは、法務省令で定めるところにより、当該通知に係る成年被後見人とみなされる者又は被後見人とみなされる者の戸籍を再製しなければならない。

(公証人法の一部改正)
第三条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「郵便料」の下に、「第五十七條ノ三ノ登記ノ手数料相当額(第三項ニ於テ登記手数料ト称ス)」を加え、同条第三項中「郵便料」の下に、「登記手数料」を加える。

第四條中第五十七條ノ二の次に次の一条を加える。
第五十七條ノ三 公証人任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第 号)第三條ニ規定スル証書ヲ作成シタルトキハ登記所ニ任意後見契約ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス
前項ノ登記ノ嘱託書ニハ証書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス
(家事審判法の一部改正)
第四條 家事審判法の一部を次のように改正する。

第十五條の二中「審判で最高裁判所の定めるものを」を「審判(戸籍の記載又は後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所の定めるものに限る。以下この条において同じ。)」に、「含む」で最高裁判所の定めるものを「含む。」に改め、「管掌する者」の下に「又は登記所」を、「記載」の下に「又は後見登記等に関する法律に定める登記を加える。」
(戸籍法の一部改正)
第五條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「後見」を「未成年者の後見」に改める。
第三十二條第二項を削る。
第八節 親権及び後見人を「第八節 親権及び未成年者の後見」に改める。

第八十一條第一項中「後見開始」を「民法第八百三十八條第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。))の開始に、「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十二條中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十三條中「後見人」を「未成年後見人」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第八十四條中「後見終了」を「未成年者の後見の終了」に、「後見人」を「未成年後見人」に改める。
第八十五條中「後見人」を「未成年後見人」に、「後見監督人及び保佐人にこれを」を「未成年後見監督人について」に改める。
(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の施行前に生じた事由による前条の規定による改正前の戸籍法第八十一條、第八十二條及び第八十四條(同法第八十五條において準用する場合を含む。)の届出については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 民法改正法附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
第七條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百十二号)の一部を次の

のように改正する。

第二条第一項第八号中「第三条第一項若しくは」を「第三条第一項」に改め、「第十五条第一項」の下に「若しくは後見登記等に関する法律（平成十一年法律第 号）第十一条第一項」を加え、同条第二項中「及び債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律」に改める。（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第八条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三章中第十条の次に次の一条を加える。

（後見登記等に関する法律の一部改正）

第十条の二 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第十三条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第 号）の規定は、適用しない。

附則第一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条の二の規定 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日（平成十二年四月一日）又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

平成十一年十二月十四日印刷

平成十一年十二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局